

奈良県告示第三百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大和
平野土地改良区の役員が次のとおり就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十五年二月八日

奈良県知事 荒井正吾

就任役員の役名、氏名及び住所

監事 池西 一男 天理市勾田町三三三